

仕事と生活の調和関係省庁連携推進会議の開催について

平成20年4月11日
関係省庁申合せ
平成22年8月24日
一部改定
平成26年4月11日
一部改定

1. 「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」（平成19年12月18日ワーク・ライフ・バランス推進官民トップ会議決定）に基づき、関係施策の推進について、関係省庁の密接な連携を確保するとともに、仕事と生活の調和連携推進・評価部会の点検・評価結果を踏まえ、国の施策・事業の見直しを行うため、仕事と生活の調和関係省庁連携推進会議（以下「連携推進会議」という。）を開催する。
2. 連携推進会議の構成は、次のとおりとする。ただし、議長は、必要があると認めるときは、その他の関係者の出席を求めることができる。

| | |
|-----|------------------------------|
| 議長 | 内閣府仕事と生活の調和推進室長 |
| 構成員 | 内閣府仕事と生活の調和推進室長代理 |
| | 内閣府仕事と生活の調和推進室次長 |
| | 内閣府仕事と生活の調和推進室参事官 |
| | 総務省大臣官房企画課長 |
| | 文部科学省生涯学習政策局参事官（連携推進・地域政策担当） |
| | 厚生労働省労働政策担当参事官 |
| | 厚生労働省労働基準局労働条件政策課長 |
| | 厚生労働省雇用均等・児童家庭局職業家庭両立課長 |
| | 経済産業省経済産業政策局産業構造課经济社会政策室長 |
3. 連携推進会議の庶務は、内閣府仕事と生活の調和推進室において処理する。
4. 前各項に定めるもののほか、連携推進会議の運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。